

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業のご案内

生活費や家賃(相当額)、資格取得のための自立支援資金を貸付けします！

児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方及び児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方に児童養護施設退所者等自立支援資金(以下「自立支援資金」という。)を貸付け、自立した生活を支援する制度です。

貸付対象

以下のいずれかに該当する方を貸付の対象とします。

- (1) 沖縄県の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」)を退所後5年以内の方
- (2) 里親若しくはファミリーホーム(以下「里親等」)の委託を進学又は就職を機に解除された方のうち、進学や就職後に保護者等からの経済的な支援が見込まれない方。
- (3) 就職に繋がる資格取得を希望する方。

資金種類	貸付額	貸付期間
生活支援費	一律：5万円(月額)	大学等に在学する期間(正規修学期間)
家賃支援費	3万2千円以内(月額)	・進学者は大学等に在学する期間 ・就職者は退所又は委託解除後に就労している期間(2年を限度)
資格取得支援費	25万円を限度(資格取得に要する費用の実費)	

利子

無利子(連帯保証人を必要とします。)

※但し、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。

申込方法

児童養護施設等を退所又は入所中の方は児童養護施設等を経由し、里親等に委託中の方は里親若しくは本人から、里親等からの委託解除を受けた方は本人から申請書等必要書類を沖縄県社会福祉協議会へ提出してください。

返還免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

- ① 進学者は大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき。
- ② 就職者は就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
- ③ 資格取得希望者は、就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
資格取得希望者のうち、進学者は大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。

申込時に必要な書類

- ◆申請書（第1号様式）
 - ◆意見書（第2号様式）
（児童養護施設等を退所又は入所中の方は、児童養護施設等の施設長へ意見書記入依頼、里親等委託中又は解除された方は、児童相談所長へ意見書記入依頼。）
 - ◆親権者等法定代理人同意書（第3号様式）
（親権者等法定代理人の同意が得られない場合は提出不要）※
 - ◆住民票抄本（申請者、連帯保証人）
 - ◆連帯保証人の収入が確認できる書類
（連帯保証人がいない場合は不要）
 - ◆進学者にあつては、在学を証明及び確認できるもの
 - ◆就職者にあつては、就業届（第9号様式）
 - ◆家賃支援費貸付申請者は、1ヶ月の家賃が分かる書類
 - ◆資格取得支援費貸付申請者は、資格取得に要する費用を確認できる書類
 - ◆その他、沖縄県社会福祉協議会が必要と認める書類
- ※親権者等法定代理人同意書（第3号様式）の提出ができない場合は、意見書（第2号様式）により、法定代理人の同意の代わりとすることとします。



よくある質問

- Q** 返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とありますが、一か所の就業先に限定されるのですか？
- A** 一か所の就業先でなくても構いません。
- Q** 大学に合格していて、合格通知書はありますが、入学がまだのため在学証明書が出せない場合は申請の際はこうしたら良いのでしょうか？
- A** 申請の際は合格通知書の写しを添付し、入学後在学証明書が発行でき次第、在学証明書を提出してください。

お問い合わせ及び申し込み先

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県社会福祉協議会（民生部）
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

TEL 098-887-2000 FAX 098-887-2024